

「原作品」の販売に関する要領

第1条 権利に関する事項；障害のある作家の「原作品」の販売に関し、全ての者は次の権利の厳格な適用を遵守する。

- ・ 人権（世界人権宣言、日本国憲法）
- ・ 潜在的に排除を伴う可能性のある状況にある障害者の権利
(2010年2月18日にフランスで批准された国連障害者の権利に関する条約)

第2条 原作品；作家自身が制作した絵画等の平面作品及び立体作品とする。

第3条 販売形態；当インターネットサイト（京都市障害者芸術のアーカイブプロジェクト）において作品購入希望者を作家の所属施設に取次することで、作品販売を行う。

第4条 販売条件；作品購入希望者は購入目的（展示場所が適切であること等）、長期所有の意思等を明確にすることを条件とする。

購入者は該当作品について転売する場合は、相手先について購入先に告知し、該当作品の散逸防止に協力すること。

第5条 販売価格；所属施設が値付けの上、作家本人及び作家代理人の承諾を得て決まる。

その他ギャラリーでの販売は当該ギャラリーと作家の所属施設、および作家本人または作家代理人との協議によるものとする。

作品の販価は各作家について、初値を基準とし、以降販売状況を考慮し順次価格を上げていくものとする。

第6条 著作権；購入者は該当作品購入後も著作権は著作者に帰属することを認める。

購入者は著作者に許可なく該当作品画像を商品等に利用したり、書籍等で使用したりできない。知的財産権（1948年12月10日の世界人権宣言、1966年の国際経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約、知的財産法）を遵守するものとする。

第7条 譲渡手続；購入者には、作者の署名を記した「原作品証明書」を交付する。

購入者は、前記販売条件・著作権の扱い等を記した「譲渡条件承諾書」の内容を承諾の上、署名押印する。

原作品の譲渡は代金全額と引換による。これによりがたい場合は、銀行振込確認後に郵送による。国内郵送の場合は経費として実費を購入者負担とする。

海外への輸送の場合は、購入者の指定する輸送業者・梱包方法・輸送方法によるものとし、輸送費用は購入者の負担とする。

第8条 販売金配分；作家の所属施設は、作品販売後に作家に該当作品の販売金額の原則50%を著作料として払う。

作家の所属施設は、販売金額のうち該当作品制作から保存管理、販売管理等に関わる費用として50%を収納する。

その他；この規定は、2021年3月1日より適用する。

適用範囲は日本国内および海外市場とする。